

◎新潟県告示第537号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成29年4月18日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 処分をした年月日 平成29年4月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名 株式会社マルフジ産業 代表取締役 長谷川 彰之
- 3 主たる営業所の所在地 新潟県新潟市西蒲区真木1076番地
- 4 許可番号 新潟県知事（般-28）第45146号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業、解体工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

株式会社マルフジ産業の役員が、道路交通法違反により、新潟地方裁判所から懲役5月（執行猶予3年）の判決を受け、平成27年6月27日に刑が確定していたにもかかわらず、平成28年11月14日付けの建設業許可申請書に、建設業法第8条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により同年12月6日に建設業の許可を受けた。

このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。